## 補助金に関する相談窓口の設置について

地域商業の活性化等を目的とした商業振興事業費補助金の利用等について、事業の適正化が図られるよう、<u>平成31年2月22日</u>から相談窓口を設置します。

## 〇 主な相談対象

- ・補助金の交付を受けている団体の関係者(団体役員、構成員等)
- その他(取引事業者等)

## 〇 相談内容

• 商業振興事業費補助金における利用に関すること

## 〇 相談方法

・電話による相談

電話番号 052-954-6337 受付時間 平日 9時から17時まで 土曜、日曜、祝日、12月29日から1月3日を除く

- 電子メールによる相談商業流通課あてのメールでも相談いただけます。メールアドレス shogyo@pref.aichi.lg.jp
- ・郵送による相談

商業流通課あての郵送でも相談いただけます。

郵送先 〒460-8501 商業流通課

コンプライアンス相談窓口宛